

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する  
規則

公布年月日・番号 平成 15 年 3 月 31 日・東京都規則第 93 号

## 1 概要

- (1) 自然公園法施行令の一部改正（平成 15 年政令第 34 号）に伴うもの  
公園事業となる施設の種類の追加（第 3 条第 12 号）  
自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるもの）
- (2) 東京都自然公園条例の一部改正（平成 15 年東京都条例第 35 号）に伴うもの
- ア 特別地域における規制項目の追加に伴うもの
- (ア) 屋外において集積・貯蔵を制限される物の追加（第 21 条）  
土石、廃棄物、再生資源
- (イ) (ア)の物の集積・貯蔵に係る許可基準の追加（第 23 条第 18 項）
- (ウ) 許可の適用除外（第 25 条第 43 号から第 52 号まで）
- (エ) 許可申請書の様式（第 20 号様式、第 24 号様式）
- イ 風景地保護協定制度の創設に伴うもの
- (ア) 風景地保護協定の基準（第 31 条）
- (イ) 風景地保護協定の告示（第 33 条）
- (ウ) 風景地保護協定の締結の告示（第 34 条）
- (エ) 認可申請書、協議書等の様式（第 33 号様式から第 36 号様式まで）  
「風景地保護協定制度」・・・公園管理団体等が土地所有者等と協定を締結することにより、土地所有者等に代わって自然の風景地の管理を行うことができる制度
- ウ 公園管理団体の創設に伴うもの
- (ア) 公園管理団体の指定基準（第 36 条第 2 項）
- (イ) 指定申請書（第 37 号様式）
- (ウ) 名称等の変更届（第 38 号様式）  
「公園管理団体制度」・・・地元民間団体、公益法人等による自然の風景地の自発的な保護活動等の促進を図る観点から、これらの団体等を自然公園の管理主体の

1つとして位置づける制度

エ 土地使用料等の改定

受益者負担の適正化を図るため、自然公園施設に係る土地の使用料及び占用料を改定する（詳細は、新旧対照表のとおり）。

オ その他

（ア）漁業再建整備特別措置法の改正に伴う「沿岸漁業」の定義の変更（第25条第10号）

（イ）原状回復を行う者の身分証明書（第39号様式）

## 2 施行期日

平成15年4月1日

（東京都自然公園条例の一部を改正する条例（平成15年東京都条例第35号）の施行の日）

## 3 問い合わせ先

環境局自然環境部緑環境課自然公園係

直通電話 03（5388）3508

都庁内線 42 - 685